

今月の

数字

88万7,975件

データベースに登録されている
製造所固有番号の数
(平成25年12月時点)

松田 恭子

Profile まつだ・きょうこ●津田塾大学国際関係学科卒業後、日本能率協会総合研究所で10年間公共系の地域計画コンサルタントとして勤務。その後、東京農業大学国際食糧情報学科助手を経て、現在、農業マーケティングアドバイザーとして農産物商品開発や販路開拓などをサポートする。(株)結アソシエイト代表取締役。

2015年6月までに施行される新たな「食品基準法」の表示基準が波紋を呼んでおり、農水産加工にも大きな影響を及ぼしそうだ。

この食品基準法は、食品衛生法・JAS法・健康増進法の3法を一元化し、13年6月に成立した。その後、消費者庁は食品表示基準案について14年7月から全国説明会とパブリックコメント募集を行ない、周知期間を考慮して15年4月1日までは食品表示基準を正式に決定、公布するとしている。

新たな食品基準法の大きな変更点として、①加工食品と生鮮食品の区分の統一(変更)、②栄養成分表示の義務化、③製造所固有記号の使用ルールの変更、が挙げられる。

まず、①加工食品と生鮮食品の区分の統一では、食品衛生法で加工食品に区分されていた切断等による「形態の変化」は生鮮食品となる一方、食品衛生法では加工食品として扱われなかった簡易な調理(魚介の塩干や乾燥野菜など)は加工食品に区分される。乾燥果物、乾燥野菜や魚の干物などの農水産加工はJAS法によって加工品として表示してきたとはいえ、今後はアレルギー表示、製造所(加工所)の所在地及び製造者(加工者)の氏名等の表示義務が新たに課されることになる。また、食品表示とは直接関係しないが、これらの簡易な調理は食品衛生法で加工食品として扱われなかったため、営業許可対象業種に含まれてこなかったが、今後加工食品に区分されることで施設許可等について影響があるか気がかりな点である。

②栄養成分表示の義務化については、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量)について義務となる。当分の間、中小企業基本法に規定する小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が

20人以下の事業者)は表示を省略できるため、農水産加工の大部分は表示の義務を免除されるが、「当分の間」が撤廃されれば、加工食品の栄養成分を計測し、表示を行なわなければならない。

また、比較対象商品に比べて成分が「低い」とか「含む」ことを強調して表示したい場合、従来はその差を量で表現すればよかったが、新たな食品表示法下ではコーデックスにならって25%以上の相対的な差がないと強調表示はできなくなる(ナトリウムについては特例としてもう少し低い相対差になる予定)。

③製造所固有番号とは、食品衛生法に基づき、製品を製造した各製造所(工場)の所在を表すアラビア数字、ローマ字、かなによる記号である。1959年の制定以来、60年以上使われてきた表記方法は、本社工場以外に複数工場を持つ製造者が本社住所とともに本社工場以外の略称を表示する場合や、販売者が自社住所とともに加工委託先工場の略称を表示する場合に使われている。

現時点では、複数工場を持つ製造者以外の製造所固有番号が廃止され、製造者とその住所を表示することになりそうだ。製造所固有番号が廃止されると、スーパーのPB商品、大手食品メーカーのOEM商品だけでなく、生産者の食品メーカーへの加工委託商品にも大きな影響を与える。パブリックコメントに寄せられた4,329件の質問の大半が製造所固有番号に集中し、消費者委員会食品表示部会の委員にも現行制度の問題点が整理されていない段階で大きな改正をすべきではないという意見がある。食品事故の被害の拡散を抑えるには、88万を超える製造所固有番号のデータベースを整備して消費者が情報を入手できればよいのであり、民間の商慣行に手をつける前に、消費者庁がデータベースの運用を改善すべきだ。